

# 福岡県公報

平成21年11月9日  
第3037号

## 目次

告示(第1688号 - 第1701号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事	
前届出	(漁業管理課) ..... 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ..... 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ..... 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ..... 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ..... 3
都市計画事業の認可	(下水道課) ..... 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) ..... 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) ..... 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 4
道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 5
正誤	
一般競争入札の実施(平成21年10月28日福岡県公報第3032号公告)	
中正誤	..... 5

## 告示

福岡県告示第1688号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成21年11月9日から同年11月23日までの間縦覧に供する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
柳川市稲荷町164	朱牟田新作	沖端	沖端漁業協同組合
柳川市矢留本町444番地の2	石橋 正典		
柳川市稲荷町41	古賀 弘彦		

福岡県告示第1689号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字江辻字雨水1003番1、1003番2、1004番1及び1007番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡粕屋町大字酒殿1216の1  
株式会社 重松組 代表取締役 重松 敬一郎

福岡県告示第1690号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字香力字天神前178番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
前原市浦志二丁目 7 番 6 号  
宮司 博子・宮司 キヨコ

---

福岡県告示第1691号  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日  
平成21年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人 福岡ART国際交流会

(2) 代表者の氏名  
角間 孝男

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市南区老司5丁目5番20号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、日韓をはじめ日本と多くの国々の人々に対して、美術交流展や市民参加のアートワークショップ、パフォーマンスなどの事業を行うことで、現代美術の活性化やアートによる国際文化交流に寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1692号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日  
平成21年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人水土里農えにし

(2) 代表者の氏名  
溝口 義智

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県嘉麻市上山田1349番地12

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、嘉麻におけるお花畑の整備に関する事業を行い、嘉麻ブランドの創造 嘉麻の観光地化 地域産業の振興・創出 地域住民の郷土愛の醸成 住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1693号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日  
平成21年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
(変更前)  
特定非営利活動法人ハローはかた

(変更後)

特定非営利活動法人九州防災標識推進協会

(2) 代表者の氏名

古賀 康達

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香椎駅東4丁目28番8号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、消費者金融等からの多重債務に困惑する一般市民に対して、債務整理の研究と実務知識の向上に努め、債務に関する相談・助言事業、多重債務者本人による債務整理（自己破産・特定調停・個人再生等）支援事業を行い一般市民の人権を守ると同時に多重債務者が平穏な生活を回復し、生活の安定を寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、福岡県民等にたいして、自然災害等の発生した場合、福岡県及び市町村が指定した避難所に避難するための避難所標識ならびに避難誘導標識等の設置をするとともに、安全・敏速な避難方法等に関する事業を行うことにより、県民等の自然災害等の防災意識を啓発し、もって県民等の安全確保に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1694号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 男女・子育て環境改善研究所

(2) 代表者の氏名

濱砂 圭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目11番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は子育て中の男女、子どもおよび地域住民に対して、男女共同参画の視点で、子育て支援及び子育て環境改善に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第60条第1項の規定に基づき、椎田都市計画下水道事業築上公共下水道の事業計画を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

築上町

2 都市計画事業の種類及び名称

椎田都市計画下水道事業築上公共下水道

3 事業施行期間

平成21年10月28日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

築上町大字坂本、大字臼田、大字椎田、大字湊の各一部。

(2) 使用の部分 なし

福岡県告示第1696号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（岡垣町基本図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
岡垣町全域	平成21年10月9日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第1697号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路台帳付図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区引野（国道200号）、行橋市東大橋（国道10号行橋バイパス）、豊前市、上毛町（国道10号）	平成21年9月3日から 平成22年3月15日まで

福岡県告示第1698号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡福智町神崎1056番153、1056番156、1056番160及び1056番161並びに1056番74の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡福智町神崎1098番地237

株式会社 ふじの花 代表取締役 藤本 幸宗

福岡県告示第1699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	那珂川大野城線	前	筑紫郡那珂川町後野2丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町松原580番4先まで	16.0 ~ 45.0	1,609.0
			後	同上	16.0 ~ 87.4	1,609.0

福岡県告示第1700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	宗 像 海 線	前	宗像市三郎丸二丁目534番先から 宗像市三郎丸二丁目541番先まで	11.0 ~ 12.7	63.5
			後	同上	13.0 ~ 14.0	

福岡県告示第1701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	宗 像 海 線	宗像市三郎丸二丁目534番先から 宗像市三郎丸二丁目541番先まで

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備 考													
					上	下															
21・10・28	3032	公告		11				表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大 分 類</th> <th>中 分 類</th> <th>業 種 名</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>02</td> <td>事 務 機 器</td> <td>A A、A</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>01</td> <td>電 気 器 具</td> <td>A A、A</td> </tr> </tbody> </table>	大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級	01	02	事 務 機 器	A A、A	05	01	電 気 器 具	A A、A
大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級																		
01	02	事 務 機 器	A A、A																		
05	01	電 気 器 具	A A、A																		
									<table border="1"> <thead> <tr> <th>大 分 類</th> <th>中 分 類</th> <th>業 種 名</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>02</td> <td>事 務 機 器</td> <td>A A</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>01</td> <td>電 気 器 具</td> <td>A A</td> </tr> </tbody> </table>	大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級	01	02	事 務 機 器	A A	05	01	電 気 器 具	A A
大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級																		
01	02	事 務 機 器	A A																		
05	01	電 気 器 具	A A																		

				12				表中	正	05	02	電気通信機器	A A、 A
										誤	05	02	電気通信機器